

「長浜市しょうがい福祉プラン」の中間見直しにかかる庁内取組状況等の結果

資料4

【取組状況の評価指標】A=100%超の取組、B=80%~100%の取組、C=79%~50%の取組、D=50%以下の取組、E=実施していない

No.	R1担当課	大項目名	中項目名	小項目名	該当P	「アクションプラン」の記述	H29～R1の取組状況等 (内容、回数、課題等)	総合評価 (A～)	R5までの方向性
1	しょうがい福祉課	やさしいまちづくり「あたたか」	1 相互理解の推進	ア 広報・啓発活動の推進	17～20	(ア) 市民への広報・啓発活動 ①市の広報紙をはじめとし、各種の福祉イベント、講演会、研修会、出前講座などあらゆる機会を通じて、障害者差別解消法に規定されている差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供等について、広報・啓発を行います。	市広報での啓発やホームページでの啓発活動を行っている。また、長浜米原自立支援協議会と協同し、広報イベントおよび研修会を実施しています。	B	引き続き、様々な機会を捉えて各種団体等と連携し啓発に取り組んでいきます。
2	しょうがい福祉課	やさしいまちづくり「あたたか」	1 相互理解の推進	ア 広報・啓発活動の推進	17～20	(ア) 市民への広報・啓発活動 ②しょうがいのある人が優先的に利用できる駐車場(国際シンボルマークのある駐車区画)や、援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない方々が援助を受けやすくなるよう作成されたヘルプマークなどについて、各種団体や民間事業者の協力を得ながら、啓発に努めていきます。	・R1.8月市広報誌で特集記事、手話奉仕員養成講座・小学校等への出前講座でしょうがいマークの啓発を行いました。 ・R1出前講座等実施回数：16回 ・啓発時にしょうがいマークの認知度がまだまだ低いと実感した為、継続した啓発が必要です。	B	引き続き、様々な機会を捉えて各種団体等と連携し啓発に取り組んでいきます。
3	しょうがい福祉課	やさしいまちづくり「あたたか」	1 相互理解の推進	ア 広報・啓発活動の推進	17～20	(ア) 市民への広報・啓発活動 ③しょうがいのある人からの相談や相談に係る事例を踏まえた、しょうがいを理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うため、「障害者差別解消支援地域協議会」の設置に向けた取組を行います。	R1に「障害者差別解消支援地域協議会」の機能を持つ、「長浜市しょうがい福祉推進協議会」の設置しました。	B	「長浜市しょうがい福祉推進協議会」での協議内容を検討し、活発な取り組み、協議の場となるよう進めていきます。
4	しょうがい福祉課	やさしいまちづくり「あたたか」	1 相互理解の推進	ア 広報・啓発活動の推進	17～20	(イ) 企業への広報・啓発活動 商工会議所等関係機関と協力して、就労支援、ユニバーサルデザインの推進、およびしょうがい者差別の解消、ならびに合理的配慮についての理解促進を図ります。	・企業内人権の啓発時に、チラシの配布により合理的配慮の理解を図りました。 ・関係機関と連携し、しょうがい者の就労支援を行いました。 ・長浜米原しょうがい者自立支援協議会やホームページ等で啓発を行いました。	B	引き続き、様々な機会を捉えて各種団体等と連携し取り組んでいきます。
5	しょうがい福祉課	やさしいまちづくり「あたたか」	1 相互理解の推進	ア 広報・啓発活動の推進	17～20	(ウ) 市職員への啓発活動 「しょうがいを理由とする差別の解消の推進に関する長浜市職員対応要領」に基づき、市職員のしょうがい福祉に関する意識向上を図りつつ、市の窓口業務や各種行事などにおいて、しょうがいのある人に対して各業務に適した合理的配慮を行い、率先して差別解消に取り組めます。	市の業務や各種行事などにおいて、しょうがいのある人に対して合理的配慮を行うよう取り組んだ。	C	様々な機会を捉えて啓発に取り組んでいく。
6	教育指導課	やさしいまちづくり「あたたか」	1 相互理解の推進	イ 福祉・人権教育の推進	20～21	(ア) 幼稚園・保育所・認定こども園・小中学校等における福祉・人権教育 ①しょうがいのある子もいない子も、同じ時間を共有する仲間として、将来にわたってお互いを理解し支えあうことのできる心が自然にはぐくまれるよう、特別支援学校等の地域の社会資源とも連携を図りつつ、日常的なふれあいに加え、車いす・アイマスク等の体験やしょうがい福祉施設の見学・体験などの福祉教育の継続的な実施などに努めます。	・市内すべての学校で各校の実情に応じてしょうがい者理解教育や福祉教育に取り組みました。 ・人権学習の一環として、長浜養護学校の児童生徒との交流や地域のしょうがい福祉施設の見学、アイマスク・点字・手話・車いす等の体験学習を行いました。 ・H30福祉体験学習：19校 ・H30しょうがい福祉施設の見学・交流：8校	B	引き続き、教科学習、特別活動、総合的な学習の時間において、関係機関等と連携を図りながら、重点的に内容や時間を設定し焦点化した福祉・人権学習に取り組むとともに、生徒指導、学級経営など学校・園生活のあらゆる機会を通して、福祉・人権教育を推進していきます。
7	しょうがい福祉課 (児童発達支援センター)	やさしいまちづくり「あたたか」	1 相互理解の推進	イ 福祉・人権教育の推進	20～21	(ア) 幼稚園・保育所・認定こども園・小中学校等における福祉・人権教育 ② 幼稚園・保育所・認定子ども園、その他の関係機関職員等に対し児童発達支援センター等が支援を実施することなどにより、教職員等のしょうがいにに対する理解や指導力の向上を図ります。	言語聴覚士、心理判定員等の専門職員を派遣し、しょうがい児の支援にあたる幼保認定こども園等の職員に対し助言指導をおこなう発達支援サポート事業を実施することにより、地域全体の特別支援力向上を図りました。	B	発達に課題のある児が自分らしく地域において生活できるよう、幼保認定こども園等への支援を強化するため、指導にあたる専門職員の育成・能力向上を図りますほか、より活発に人事交流や情報交換を行います。

「長浜市しょうがい福祉プラン」の中間見直しにかかる庁内取組状況等の結果

資料4

【取組状況の評価指標】A=100%超の取組、B=80%~100%の取組、C=79%~50%の取組、D=50%以下の取組、E=実施していない

No.	R1担当課	大項目名	中項目名	小項目名	該当P	「アクションプラン」の記述	H29～R1の取組状況等 (内容、回数、課題等)	総合評価 (A～)	R5までの方向性
8	しょうがい福祉課	やさしいまちづくり「あたたか」	1 相互理解の推進	イ 福祉・人権教育の推進	20～21	(イ)生涯学習における福祉・人権教育 ①市の「出前講座」の実施や関係機関との連携による福祉講座の開催などを通じて、地域・職場への福祉教育の推進を図ります。	出前講座を実施(平成29年度7回、平成30年度4回、令和元年度4回)し、福祉のまちづくりやしょうがいに関する啓発を行いました。	B	引き続き、出前講座の実施や関係機関との連携による福祉講座の開催等を通じて、地域での福祉教育の推進を図ります。
9	生涯学習文化課	やさしいまちづくり「あたたか」	1 相互理解の推進	イ 福祉・人権教育の推進	20～21	(イ)生涯学習における福祉・人権教育 ②生涯学習の講演や講座などで、人権やしょうがいへの理解にかかる学習に取り組みます。	青少年教育育成市民会議の事業で、「ひきこもり」についての講演会を行い、社会問題となっているひきこもりの現状を知り、その理解について学びました。(R1年度参加者132名)	C	引き続き、生涯学習事業において、しょうがいや人権問題の理解につながる事業の実施を検討します。
10	人権施策推進課	やさしいまちづくり「あたたか」	1 相互理解の推進	イ 福祉・人権教育の推進	20～21	(イ)生涯学習における福祉・人権教育 ②生涯学習の講演や講座などで、人権やしょうがいへの理解にかかる学習に取り組みます。	・は～とふるフォーラム長浜(2年に1回実施) R1は、しょうがい者の人権をテーマに講演会を開催しました(講師奥山佳恵氏) ・じんけん連続講座:年3～4回実施 ・自治会での人権学習会の実施 など市民の人権意識を高める取り組みを実施しました。	B	じんけん連続講座や人権講演会(は～とふるフォーラム)を実施し、人権やしょうがいへの理解を深める取り組みを続けます。
11	社会福祉課	やさしいまちづくり「あたたか」	2 地域福祉の推進	ア 地域福祉活動の推進	22	(ア)地域住民等の地域福祉活動への支援 地域住民、自治会、地域づくり協議会など地域組織によるしょうがいのある人への日常生活の手助けや見守り、緊急時や災害時などの取組が進むよう、社会福祉協議会等と連携して活動の支援等を行います。	・地域福祉の推進役として、地域における福祉の仕組みづくり、人づくりを行う、社会福祉協議会の活動を支援しました。 ・日常生活や災害時における避難に支援が必要な人をあらかじめ地域で把握し、地域での支援を円滑に行えるよう、要援護者ごとに支援計画を定める「長浜市避難支援・見守り支援あい制度」の周知、運用の支援、登録の推進を行いました。 ・長浜市における地域福祉の総合的な推進計画となる、第2期長浜市地域福祉計画を平成29年度に策定し、市民を主体とする地域福祉活動計画(社会福祉協議会が策定)と連携して、地域福祉の向上を推進しました。	B	・地域福祉計画の理念である「地域の絆とともに育み支えあい安心して暮らせるまち長浜」の実現に向けて、「地域」「仲間」「しくみ」を育て、地域福祉活動の取組を推進します。 ・市民、地域組織、事業者、社会福祉協議会等による地域福祉活動との連携・協働を進めます。 ・地域の福祉活動を推進する社会福祉協議会の地域福祉事業を支援します。
12	しょうがい福祉課	やさしいまちづくり「あたたか」	2 地域福祉の推進	ア 地域福祉活動の推進	22	(イ)しょうがい当事者団体等の活動支援 しょうがいのある人やその家族で構成する団体等における社会参加や交流、研修などの活動を支援します。	長浜市身体障害者福祉協会をはじめ4団体の活動に対し補助を行いました。また、湖北地域で開催された身体障害者福祉大会の開催支援及び補助金を交付しました。	B	当事者団体の活動が継続的に実施できるよう支援していきます。
13	しょうがい福祉課	やさしいまちづくり「あたたか」	2 地域福祉の推進	イ 人材の育成	22	(ア)ボランティアの育成 ①市や社会福祉協議会の広報紙やホームページなどを活用し、地域福祉活動の状況や参加機会の情報提供を行い、ボランティア活動への参加を呼びかけていきます。 ②市民活動センター・社会福祉協議会ボランティアセンター等と連携してボランティア養成講座等を開催し、意思疎通支援事業などの人材育成を進めていきます。 ③ボランティアの育成とともに、脈々と培われてきた長浜市民のまちづくりの力を広く地域福祉につないでいくため、コーディネート活動の推進を図ります。	手話奉仕員として活躍できる人材育成とボランティア育成を目的に、手話奉仕員養成講座(20回連続講座)を「入門過程→入門過程→基礎課程」のローテーションで開催し、行っています。R元年度は修了者を中心に講座終了後、独自に集まり学ばれています。 H29:申込者数21人、修了者数17人 H30:申込者数26人、修了者数22人 R1:申込者数23人、修了者数16人	B	今後も継続して講座を開催し、ボランティア育成等の人材育成を進めていきます。

「長浜市しょうがい福祉プラン」の中間見直しにかかる庁内取組状況等の結果

資料4

【取組状況の評価指標】A=100%超の取組、B=80%~100%の取組、C=79%~50%の取組、D=50%以下の取組、E=実施していない

No.	R1担当課	大項目名	中項目名	小項目名	該当P	「アクションプラン」の記述	H29~R1の取組状況等 (内容、回数、課題等)	総合評価 (A~)	R5までの方向性
14	社会福祉課	やさしいまちづくり「あたたか」	2 地域福祉の推進	イ 人材の育成	22	(イ) 民生委員・児童委員の活動推進 民生委員・児童委員の活動が促進されるよう、情報の提供を積極的に行い、地域のしょうがいのある人の支援において必要な連携を図ります。	民生委員・児童委員が地域で円滑に活動できるよう情報提供をはじめ、長浜市民生委員児童委員協議会における研修の開催等、必要な支援を行いました。 <研修開催回数> H29市全体2回、各分会研修会合計6回 H30市全体2回、各分会研修会合計5回 R1市全体1回、各分会研修会合計4回	B	民生委員・児童委員が地域で円滑に活動できるよう情報提供をはじめ、長浜市民生委員児童委員協議会における研修等、必要な支援を引き続き行います。
15	しょうがい福祉課	やさしいまちづくり「あたたか」	2 地域福祉の推進	イ 人材の育成	23	(ウ) 障害者相談員の活動支援 本人、または保護者等からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、関係機関の業務に対する協力およびしょうがいのある人の自立と社会参加について、市民の理解を促進する障害者相談員(身体障害者相談員・知的障害者相談員)の活動を支援します。	身体障害者相談員20名、知的障害者相談員10名を2年任期(H29~H30年度、R1~R2年度)で委嘱し、本人、または保護者等からの相談に応じ、必要な助言等を行ってもらえるよう体制を整えました。また相談員向けの研修会を企画、県が企画された研修会などを案内し、相談員の資質向上を図りました。	B	実際に相談員に相談されるケースは少ないが、障害を持つ当事者や家族自身が相談に乗るとするのは、実体験を踏まえたアドバイス等してもらえらるため、今後も活動が継続してもらえるよう支援していきます。
16	しょうがい福祉課	やさしいまちづくり「あたたか」	3 地域ネットワークの強化	ア 地域ネットワークの強化	23	(ア) 長浜米原しょうがい者自立支援協議会の活動・機能の強化 長浜米原しょうがい者自立支援協議会の活動や機能を強化し、相談支援事業など広域的対応が必要な事業の円滑な実施や、湖北地域のしょうがい福祉に関する課題の共有・解決に向けた取組を推進していきます。	R1に長浜米原しょうがい児者基幹相談調整センターを設置、長浜米原しょうがい者自立支援協議会の事務局機能を持ち、活動の活性、湖北地域のしょうがい福祉に関する課題の共有・解決に向けた取組を行いました。全体会や各分会の活動を通し、障害者差別解消法に関することや、地域生活拠点事業についての研修会や協議を行い、理解の促進を図りました。	B	長浜米原しょうがい者自立支援協議会の各分会の活動や機能を強化を図り、相談支援体制など広域的対応が必要な事業の円滑な実施や、湖北地域のしょうがい福祉に関する課題の共有・解決に向けた取組を推進していきます。
17	市民活躍課	やさしいまちづくり「あたたか」	3 地域ネットワークの強化	ア 地域ネットワークの強化	24	(イ) 地域ネットワークの強化 しょうがい福祉推進に向けた地域ネットワークは、湖北地域のしょうがい当事者団体や事業者・相談支援機関・行政のみならず、市民・地域・企業といった地域の全ての主体から構築できるよう取り組めます。	2つのしょうがい福祉団体から各1名に、長浜市ふるさと交通安全推進協議会へ委員として参画いただいた。(長浜市身体障害者福祉協会、長浜市手をつなぐ育成会) H29年度2人 H30年度2人 R1年度2人	B	引き続き、しょうがい福祉団体から長浜市ふるさと交通安全推進協議会の委員として参画いただき、交通安全活動の連携を図ります。
18	しょうがい福祉課	やさしいまちづくり「あたたか」	3 地域ネットワークの強化	イ 相談支援機能の強化	24	(ア) 相談支援体制の強化 しょうがいのある人の増加や、しょうがいの特性・状況の複雑化・多様化、保護者の高齢化による親亡き後のさまざまな不安、高齢しょうがい者の問題など、相談支援のニーズは質・量ともに増加していることから、横断的な相談体制を整備することにより、生活保護法や介護保険法等、他法の関係機関との連携強化を図ります。 このため、相談支援専門員の確保や相談支援事業所の育成、相談支援事業所をバックアップする基幹相談支援センターの設置等により、相談支援体制の強化を図ります。また、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を進めるため地域生活支援拠点の整備に向けた取組を行います。	・しょうがい福祉サービスの利用者に対して、H30年度末に計画相談あるいはセルフプランの100%実施を達成しました。 ・R1より、「長浜米原しょうがい児者基幹相談調整センター」を設置、湖北圏域の5事業所に機能強化員を設置して、相談支援体制の強化しました。 ・令和元年10月より、一般相談支援員を1名増員しました。	B	相談支援事業の強化を図りますため、引き続き一般相談支援委託による相談員を増員していきます。

「長浜市しょうがい福祉プラン」の中間見直しにかかる庁内取組状況等の結果

資料4

【取組状況の評価指標】A=100%超の取組、B=80%~100%の取組、C=79%~50%の取組、D=50%以下の取組、E=実施していない

No.	R1担当課	大項目名	中項目名	小項目名	該当P	「アクションプラン」の記述	H29~R1の取組状況等 (内容、回数、課題等)	総合評価 (A~)	R5までの方向性
19	しょうがい福祉課	やさしいまちづくり「あたたか」	3 地域ネットワークの強化	イ 相談支援機能の強化	24	(イ)人材の育成 相談初期の適切なアセスメント、相談者との信頼関係と高い専門性に基づくプランニング、および適切な支援の継続をしていくことができるよう、研修、交流などを通じて、人材の育成に取り組みます。 また、各関係機関が連携した総合相談体制や、既存サービスに捉われない仕組みづくりの整備を検討していきます。	令和元年度より、「長浜米原しょうがい児者基幹相談調整センター」を設置し、階層別研修・横のつながりの強化を図るため交流の機会を大幅に増やしました。	B	基幹相談調整センターが行います、研修・交流の機会の提供を引き続き継続するとともに、長浜米原自立支援協議会をさらに活性化することで、地域ネットワークの強化を図ります。
20	しょうがい福祉課	やさしいまちづくり「あたたか」	3 地域ネットワークの強化	イ 相談支援機能の強化	24	(ウ)情報提供の充実 必要なときに必要なサービスが利用できるよう、福祉ガイド冊子の作成や市ホームページの充実により、新しい制度やサービス内容の情報提供に努めます。 また、市広報紙の点字版、音訳版等の発行等を行います。	市内事業所一覧、障害福祉関わる制度一覧の冊子を作製し、随時最新の状況になるよう更新をおこない、新規手帳を取得の際には、配布をするとともに丁寧な説明を行いました。また同様の情報を市ホームページにも掲載し、窓口に来れない当事者への情報提供にも努めました。	B	今後も随時最新の情報を提供するとともに、より詳しくわかりやすい情報の提供に努めます。
21	市民広報課	やさしいまちづくり「あたたか」	3 地域ネットワークの強化	イ 相談支援機能の強化	24	(ウ)情報提供の充実 必要なときに必要なサービスが利用できるよう、福祉ガイド冊子の作成や市ホームページの充実により、新しい制度やサービス内容の情報提供に努めます。 また、市広報紙の点字版、音訳版等の発行等を行います。	・広報紙や市ホームページ等を活用し、新制度やサービスに関する情報提供を行っている。また、音訳版広報紙の発行や市ホームページに音声読み上げ機能を採用するなど、情報にアクセスしやすい環境づくりに努めています。 ・市公式YouTubeチャンネル「はま〜るtb.」による情報発信をする中で、市長定例記者会見については手話通訳を導入したほか、手話による職員の自己紹介動画を制作するなど、情報発信の方法にも配慮しています。	B	市民ニーズや時代に沿った広報媒体を活用しながら、制度やサービスの情報提供を行います。
22	建築住宅課	やさしいまちづくり「あたたか」	4 ユニバーサルデザインのまちづくり	ア ユニバーサルデザインのまちづくり	25	(ア)公共的施設のユニバーサルデザイン化、情報のバリアフリー化 ①公共的施設全般について、避難所や投票所を含め、既存施設のバリアフリー化や新たな施設のユニバーサルデザイン化を図ります。	施設の整備については、「バリアフリー法」「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に則り施設整備を行っています。	B	既存施設の改修等の際には、ユニバーサルデザイン化への配慮に努めます。
23	都市計画課	やさしいまちづくり「あたたか」	4 ユニバーサルデザインのまちづくり	ア ユニバーサルデザインのまちづくり	25	(ア)公共的施設のユニバーサルデザイン化、情報のバリアフリー化 ①公共的施設全般について、避難所や投票所を含め、既存施設のバリアフリー化や新たな施設のユニバーサルデザイン化を図ります。	豊公園の駐車場整備等において、ユニバーサルデザインに配慮して工事を施行した。また、豊公園再整備実施設計に園路等のバリアフリー化を盛り込みました。	B	都市公園の整備を行います場所は、ユニバーサルデザイン化の推進を図ります。
24	防災危機管理局	やさしいまちづくり「あたたか」	4 ユニバーサルデザインのまちづくり	ア ユニバーサルデザインのまちづくり	25	(ア)公共的施設のユニバーサルデザイン化、情報のバリアフリー化 ①公共的施設全般について、避難所や投票所を含め、既存施設のバリアフリー化や新たな施設のユニバーサルデザイン化を図ります。	避難所については、既存の施設を被災しにくい場所や災害に耐えうる施設であるか等を検証し指定を行っています。既存施設をバリアフリー化やユニバーサルデザイン化となるよう改修を施設所管課と協議・調整を行っています。	D	今後指定避難所の検証や見直しを行います際は、当該施設がバリアフリー化やユニバーサルデザイン化に対応した施設であるのかも加味して検討していきます。
25	総務課	やさしいまちづくり「あたたか」	4 ユニバーサルデザインのまちづくり	ア ユニバーサルデザインのまちづくり	25	(ア)公共的施設のユニバーサルデザイン化、情報のバリアフリー化 ①公共的施設全般について、避難所や投票所を含め、既存施設のバリアフリー化や新たな施設のユニバーサルデザイン化を図ります。	公共的施設を含め投票所として使用する施設には、必要に応じ誰もが出入りしやすいよう、出入口の段差を解消すべく、簡易スロープを設置しました。	B	引き続き、誰もが円滑に投票ができるよう必要な措置を講じていきます。
26	市民広報課	やさしいまちづくり「あたたか」	4 ユニバーサルデザインのまちづくり	ア ユニバーサルデザインのまちづくり	25	(ア)公共的施設のユニバーサルデザイン化、情報のバリアフリー化 ②アクセシビリティに配慮し、誰もが読みやすく使いやすいホームページ等の作成に努めます。	読みやすいフォントや表現の使用や環境に依存することなく誰もが利用しやすいホームページを目指しています。音声読み上げ機能など、利用しやすさに配慮した機能も採用しています。	B	アクセシビリティに配慮し、誰もが利用しやすいホームページの作成に努めるとともに、更なる情報のバリアフリー化につながる手法について検討を進めます。

「長浜市しょうがい福祉プラン」の中間見直しにかかる庁内取組状況等の結果

資料4

【取組状況の評価指標】A=100%超の取組、B=80%~100%の取組、C=79%~50%の取組、D=50%以下の取組、E=実施していない

No.	R1担当課	大項目名	中項目名	小項目名	該当P	「アクションプラン」の記述	H29~R1の取組状況等 (内容、回数、課題等)	総合評価 (A~)	R5までの方向性
27	しょうがい福祉課	やさしいまちづくり「あたたか」	4 ユニバーサルデザインのまちづくり	ア ユニバーサルデザインのまちづくり	25~26	(イ) 外出しやすい環境の整備 ①民間の商業施設や交通機関等についても、段差の解消、多目的トイレ等の設備の充実、わかりやすい案内表示等の整備、補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)の受入について啓発・促進を図ります。	手話奉仕員養成講座・小学校での福祉授業にて、しょうがい福祉に関するマークの出前講座を実施(R1:6回)。オストメイトマークや補助犬マーク等、施設におけるマークの意味と合わせて、当事者理解への促進を図られるよう啓発を行いました。	B	引き続き、出前講座の実施や関係機関との連携による福祉講座の開催等を通じて、地域での福祉教育の推進を図ります。
28	道路河川課	やさしいまちづくり「あたたか」	4 ユニバーサルデザインのまちづくり	ア ユニバーサルデザインのまちづくり	25~26	(イ) 外出しやすい環境の整備 ②安全な歩行空間を確保するため、平坦で幅の広い歩道の整備、音響信号機の設置、誘導ブロックの敷設などを促進します。 また、歩道上の看板や商品の陳列、自転車の放置など、歩行を妨げるものを除去する啓発を推進します。	歩道の整備にあたり滋賀県歩道整備マニュアルに基づき、誰もが利用しやすく人に優しい道路整備を実施しました。 また、安全な歩道空間を確保するため、市道上等に放置された自転車の撤去等を実施しました。	B	引き続き、人に優しい道路整備および管理を進めていきます。
29	都市計画課	やさしいまちづくり「あたたか」	4 ユニバーサルデザインのまちづくり	ア ユニバーサルデザインのまちづくり	25~26	(イ) 外出しやすい環境の整備 ②安全な歩行空間を確保するため、平坦で幅の広い歩道の整備、音響信号機の設置、誘導ブロックの敷設などを促進します。 また、歩道上の看板や商品の陳列、自転車の放置など、歩行を妨げるものを除去する啓発を推進します。	歩道の整備にあたり滋賀県歩道整備マニュアルに基づき、誰もが利用しやすく人に優しい道路整備を実施しました。	B	引き続き、人に優しい道路整備を進めていきます。
30	市民活躍課	やさしいまちづくり「あたたか」	4 ユニバーサルデザインのまちづくり	ア ユニバーサルデザインのまちづくり	25~26	(イ) 外出しやすい環境の整備 ②安全な歩行空間を確保するため、平坦で幅の広い歩道の整備、音響信号機の設置、誘導ブロックの敷設などを促進します。 また、歩道上の看板や商品の陳列、自転車の放置など、歩行を妨げるものを除去する啓発を推進します。	H28~R2年度については、「人優先」の交通安全思想のもと策定された「第10次長浜市交通安全計画」に基づき、しょうがいのある人に対する交通安全施策を考えました。 また、放置自転車の撤去・啓発を推進し、快適な歩行空間づくりに努めました。 <撤去台数> H29年度15台 H30年度15台 R1年度25台(見込)	B	R3~R7年度に新たに策定する「第11次長浜市交通安全計画」においても、総合的かつ計画的に陸上交通の安全に関する施策を総合的に推進します。 すべての人が安全に、安心して参加し活動できる社会を実現するため、駅・公共施設、福祉施設、病院を結ぶ歩行空間の連続的・面的なバリアフリー化に努めます。
31	しょうがい福祉課	やさしいまちづくり「あたたか」	4 ユニバーサルデザインのまちづくり	イ 住居環境の改善	26	しょうがいのある人の自宅などの住居環境を改善するため、手すりの取付け、段差の解消、便器の取替えなど、居宅生活動作補助用具の購入費・改修工事費を給付するほか、しょうがいにあわせて住宅を改修する費用の一部を助成します。 また、市営住宅のバリアフリー化についても必要に応じ実施してまいります。	・日常生活用具給付等事業 H29年度4件、H30年度7件、R1年度3件 ・在宅重度しょうがい者住宅改修費助成事業 H29年度8件、H30年度8件、R1年度4件 (R2.1時点での実績)	B	今後も引き続き、各事業対象者からの申請に基づき、必要な支援を行います。
32	高齢福祉介護課	やさしいまちづくり「あたたか」	4 ユニバーサルデザインのまちづくり	イ 住居環境の改善	26	しょうがいのある人の自宅などの住居環境を改善するため、手すりの取付け、段差の解消、便器の取替えなど、居宅生活動作補助用具の購入費・改修工事費を給付するほか、しょうがいにあわせて住宅を改修する費用の一部を助成します。 また、市営住宅のバリアフリー化についても必要に応じ実施してまいります。	介護保険サービスにおける住宅改修(H30実績:505件)、及び、高齢者小規模住宅改修経費助成(H30実績:10件)等による取組みを行いました。	B	継続的に取組を進めていきます。
33	建築住宅課	やさしいまちづくり「あたたか」	4 ユニバーサルデザインのまちづくり	イ 住居環境の改善	26	しょうがいのある人の自宅などの住居環境を改善するため、手すりの取付け、段差の解消、便器の取替えなど、居宅生活動作補助用具の購入費・改修工事費を給付するほか、しょうがいにあわせて住宅を改修する費用の一部を助成します。 また、市営住宅のバリアフリー化についても必要に応じ実施してまいります。	既存市営住宅において、バリアフリー化の修繕工事は行っていませんが、浴室改修する場合、浴槽の低床化を図っています。また、個人で住宅環境を改善される場合には、模様替え許可をしています。	B	市営住宅建替整備においては、バリアフリー化に配慮した住宅を建設します。

「長浜市しょうがい福祉プラン」の中間見直しにかかる庁内取組状況等の結果

資料4

【取組状況の評価指標】A=100%超の取組、B=80%~100%の取組、C=79%~50%の取組、D=50%以下の取組、E=実施していない

No.	R1担当課	大項目名	中項目名	小項目名	該当P	「アクションプラン」の記述	H29~R1の取組状況等 (内容、回数、課題等)	総合評価 (A~)	R5までの方向性
34	しょうがい福祉課	地域生活の支援「あんしん」	1 生活支援	ア 居宅生活支援	26~27	(ア) 訪問系サービス 自宅での生活を送るうえでの中心的なサービスのひとつです。サービス提供の地域資源の全般的な不足に加え、特に、一時的な利用、夜間・早朝・休日の利用や、重度しょうがいのある人への長時間支援等のニーズへの対応が難しい状況にあることを踏まえ、サービスの質・量の拡充や、事業所・人材の育成支援に取り組みます。	自宅での入浴が困難な、医療的ケア必要しょうがい児者、重度しょうがい児者に対して、通所施設の特設浴槽を活用し、人員を加配することによって安全な入浴を確保することを目的に「重症心身しょうがいの入浴サービス事業」を実施した。さらに平成29年度より、県内他市町に先駆けて、人員配置要件を撤廃することで、事業が実施できる施設を増やし、入浴できる機会を拡充しました。	B	「えがお」に対して設備の充実や人材確保を目的に安定化補助金を交付し、地域で過ごせる場の確保を行いました。
35	しょうがい福祉課	地域生活の支援「あんしん」	1 生活支援	ア 居宅生活支援	26~27	(イ) 短期入所(ショートステイ) 介護者の疾病その他の理由により介護が受けられないときに、短期間の施設入所を行います。緊急時の一時的な利用など、地域生活への移行、地域生活の定着、地域生活の安定的な継続のために重要なサービスであり、医療的ケアなどが必要な方への対応について充実を図るべく検討していきます。	・びわこ学園草津、野洲など県南部の医療的短期入所サービスの利用促進のため、「重症心身しょうがい者短期入所特別支援モデル事業」を実施し、実証検証を行いました。 ・長浜市立湖北病院にレスパイト実施の働きかけを行いました。 ・「えがお」に対して設備の充実や人材確保を目的に安定化補助金を交付し、地域で過ごせる場の確保を行いました。	B	引き続き、医療的ケアの充実に向け、適切な取組を行います。
36	しょうがい福祉課	地域生活の支援「あんしん」	1 生活支援	ア 居宅生活支援	26~27	(ウ) 住まいの場の確保 保証人がいないことなどによりアパートなどへの入居が困難なしょうがいのある人に対して入居に必要な情報提供等に取り組みます。	計画相談支援事業所とともに、入居支援を行いました。	B	引き続き、関係事業所等と連携し取り組んでいきます。
37	しょうがい福祉課	地域生活の支援「あんしん」	1 生活支援	イ 居住支援	29~31	自宅以外でも安心して生活ができるよう、住まいの場の確保を図ります。あわせて、施設入所から地域生活への移行に向けた支援を進めます。 (ア) グループホーム (イ) 施設入所支援 (ウ) 生活ホーム・福祉ホーム	H29年度のグループホームすみれ(こほく自立応援センター)の開設に伴い、施設整備等支援を行いました。また、障害者支援施設まこも(湖北会)の整備において、R元年度に施設整備補助の予算化を図りました。	B	今後も施設入所支援より地域生活の移行を積極的に行い、不足するGHの整備をすすめます。
38	しょうがい福祉課	地域生活の支援「あんしん」	1 生活支援	ウ 経済的支援	31~32	しょうがいのある人が、経済的にも安心して生活を送ることができるように、経済的負担の軽減に向けた支援を進めます。 (ア) 福祉手当の支給 (イ) スモンしょうがい者への支援 (ウ) 人工透析患者への交通費助成 (エ) 自宅で安心して生活するために必要な住宅改造の支援	毎年度、対象者へ制度の案内・申請勧奨を行っています。	B	引き続き助成を行います。
39	しょうがい福祉課	地域生活の支援「あんしん」	1 生活支援	エ 福祉用具購入費等の支援	32	(ア) 補装具費の支援 (イ) 日常生活用具費の支援	補装具 H29年度307件(39,605,455円) H30年度254件(31,306,623円) 日常生活用具 H29年度2,007件(32,757,756円) H30年度1,830件(28,005,507円)	B	今後も必要な用具等、検討していきます。
40	しょうがい福祉課	地域生活の支援「あんしん」	1 生活支援	オ 意思疎通支援	33~34	(ア) 手話通訳・要約筆記 (エ) 聴覚しょうがい者等メールシステムの活用 (オ) FAX中継サービスの活用 (カ) 点字・音訳 (キ) 奉仕員等の養成	手話通訳者派遣 H29:16件(46.5時間)/H30:9件(33.5時間) 要約筆記者派遣 H29:3件(15.5時間)/H30:1件(14.0時間) 手話奉仕員養成講座認定証書交付者数 H29入門17/21人/H30基礎22/26人/R1基礎16/23人	B	ニーズに応じた意思疎通のための情報ツールを整備し、ICT等の活用など、情報アクセシビリティの充実を検討していきます。 手話奉仕員養成講座を継続して開催し、聴覚障害への理解と手話でのコミュニケーションの広がりを推進します。

「長浜市しょうがい福祉プラン」の中間見直しにかかる庁内取組状況等の結果

資料4

【取組状況の評価指標】A=100%超の取組、B=80%~100%の取組、C=79%~50%の取組、D=50%以下の取組、E=実施していない

No.	R1担当課	大項目名	中項目名	小項目名	該当P	「アクションプラン」の記述	H29~R1の取組状況等 (内容、回数、課題等)	総合評価 (A~)	R5までの方向性
41	しょうがい福祉課	地域生活の支援「あんしん」	1 生活支援	オ 意思疎通支援	33~34	(イ) 耳マークカードの普及・啓発 (ウ) ヘルプマークの普及・啓発(再掲)	広報ながはま令和元年8月1日号の特集記事、および手話奉仕員養成講座・小学校等への出前講座にて、耳マーク・ヘルプマーク含む、しょうがいマークの啓発を行いました。(R1:6回) ヘルプマークの理解・需要は徐々に広まりつつあるが、未だ十分とは言えず継続した啓発活動が必要です。	B	引き続き、様々な機会を捉えて各種団体等と連携し啓発に取り組んでいきます。
42	社会福祉課	地域生活の支援「あんしん」	2 防災・防犯等の対策	ア 防災対策	35	(ア) 地域の支援体制の強化 災害時に配慮を必要とする人について「長浜市避難支援・見守り支えあい制度」への登録推進をはじめ、地域の防災意識の向上を図り、自治会、自主防災組織、民生委員等、地域住民等による地域の支援体制強化を支援します。	・日常生活や災害時等における避難に支援が必要な人をあらかじめ地域で把握し、地域での支援を円滑に行えるよう、要援護者ごとに支援計画を定める「長浜市避難支援・見守り支えあい制度」の周知、運用の支援、登録の推進を行いました。 <出前講座等開催回数> H29:11回、H30:6回、R1:21回	B	「長浜市避難支援・見守り支えあい制度」の周知と地域における本制度の運用支援を行います。
43	防災危機管理局	地域生活の支援「あんしん」	2 防災・防犯等の対策	ア 防災対策	35	(イ) 災害時の情報伝達・意思疎通の確保 防災行政無線、ケーブルテレビ、広報車のほか、携帯電話を活用して登録者にメールで一斉に情報を発信する「安全安心メール配信システム」等を活用し災害時の情報伝達を行うとともに、視覚や聴覚・言語にしょうがいのある人への対応をはじめとし、しょうがいのある人への情報伝達、意思疎通の確保を図ります。	防災行政無線の再整備工事について、平成30年度に基本計画を策定、令和元年度からデジタル波による整備済み区域(長浜・浅井・木之本区域)の方式を全市域に拡張する工事を行っています。 平成31年4月から「Yahoo!防災速報」携帯アプリにより防災情報や気象警報、地震情報等を配信しています。更に、令和元年11月に(株)エフエム滋賀と「災害放送に関する協定」を締結し、屋内への情報伝達として本市からの要請に基づき、緊急告知ラジオにより防災情報を放送します。(運用開始は、令和3年4月予定。)	B	令和2年度中に防災行政無線の再整備工事が完了予定、令和3年度から市内全域でデジタル波による防災行政無線の放送を開始します。 引き続き、迅速・的確に情報が届けられるよう情報伝達手段の多様化について、検討していきます。
44	市民活躍課	地域生活の支援「あんしん」	2 防災・防犯等の対策	ア 防災対策	35	(イ) 災害時の情報伝達・意思疎通の確保 防災行政無線、ケーブルテレビ、広報車のほか、携帯電話を活用して登録者にメールで一斉に情報を発信する「安全安心メール配信システム」等を活用し災害時の情報伝達を行うとともに、視覚や聴覚・言語にしょうがいのある人への対応をはじめとし、しょうがいのある人への情報伝達、意思疎通の確保を図ります。	犯罪情報や詐欺情報等を掲載した「地域安全ニュース」の発行し毎月自治会で組回覧をしています。 また、安全・安心メールにて即時情報発信を行っています。	B	引き続き、「地域安全ニュース」や「安心・安全メール」等を用いてしょうがいのある人への情報伝達を進めます。
45	しょうがい福祉課	地域生活の支援「あんしん」	2 防災・防犯等の対策	ア 防災対策	35	(ウ) 避難所の体制整備 災害時に避難所となる施設についてバリアフリー化や二次避難所として福祉避難所を開設する事態になった時に備えて、各しょうがい福祉サービス事業所や介護サービス事業所などと協定を締結しています。平時より協定先法人との情報交換会の随時開催や福祉避難所開設を想定した災害時避難訓練を行うなど、連携の強化を図ります。 また、しょうがいのある人の必需品の確保等に取り組めます。	災害時における協力体制における協定(95施設)、福祉用具等の供給に関する協定(13事業所)、宿泊施設等の提供に関する協定(26施設)をそれぞれ締結しています。平成26年度から、福祉避難所への食料や備品類の備蓄を開始し、災害に備えます。	C	協定締結施設へ向けた研修会や、福祉避難所開設・運営にかかる避難訓練、わかりやすいマニュアルの作成等、関係機関と連携し、要配慮者支援が円滑に行えるよう、必要な体制整備に努めます。
46	しょうがい福祉課	地域生活の支援「あんしん」	2 防災・防犯等の対策	ア 防災対策	35	(エ) 緊急時の通報手段の確保 聴覚・言語機能にしょうがいのある人が、緊急時に電話に代わる手段として警察署に通報するための「ファックス・メール110番」の周知を図ります。また、消防署に通報するためのシステム「ファックス・メール119番」の利用登録促進に努めます。	あらゆる機会に、対象者への情報提供やサービスの周知を行い、緊急時への備えを呼び掛けました。 R2.3.31メール119の終了に伴い、R元年度中にNET119への登録移行を推進しました。	C	消防署に救急車や消防車の要請を行います。「メール119緊急通報システム」は、R2.4月から「NET119緊急通報システム」に移行。携帯電話やスマートフォンのGPS機能により、利便性がさらに高まることが期待できます。

「長浜市しょうがい福祉プラン」の中間見直しにかかる庁内取組状況等の結果

資料4

【取組状況の評価指標】A=100%超の取組、B=80%~100%の取組、C=79%~50%の取組、D=50%以下の取組、E=実施していない

No.	R1担当課	大項目名	中項目名	小項目名	該当P	「アクションプラン」の記述	H29~R1の取組状況等 (内容、回数、課題等)	総合評価 (A~)	R5までの方向性
47	しょうがい福祉課	地域生活の支援「あんしん」	2 防災・防犯等の対策	イ 防犯対策	36	しょうがいのある人が悪質商法等の被害に遭わないように、しょうがいのある人や家族、地域住民に対して必要な情報を提供するとともに、警察や消費生活相談、地域福祉権利擁護事業等と連携を図りながら、防犯知識等の普及に努めます。	警察、消費生活相談、地区民生委員と連携し、必要な情報提供、対策を講じるよう対応を行いました。	B	引き続き、警察、消費生活相談、地区民生委員と協力しながら防犯知識の普及啓発や権利擁護事業や成年後見人の普及・導入に取り組みます。
48	市民活躍課	地域生活の支援「あんしん」	2 防災・防犯等の対策	イ 防犯対策	36	しょうがいのある人が悪質商法等の被害に遭わないように、しょうがいのある人や家族、地域住民に対して必要な情報を提供するとともに、警察や消費生活相談、地域福祉権利擁護事業等と連携を図りながら、防犯知識等の普及に努めます。	しょうがいのある人や高齢者等の身近な危険となっている「特殊詐欺」については、被害に遭わないよう、警察や防犯自治会、地域安全に関する機関や団体が協力し、大型店舗や駅での啓発や年金支給日における金融機関での啓発を実施しています。また、犯罪情報や詐欺情報等を掲載した「地域安全ニュース」を毎月発行し、自治会で組回覧していただくなど、注意喚起と防犯意識の高揚を図っています。さらに、犯罪情報をいち早く提供するため、長浜・木之本両警察署からの情報をもとに、安全・安心メールにて即時情報を発信しています。	B	これまでの取り組みを引き続き、警察や消費生活相談、長浜市防犯自治会、地域福祉関係団体等と連携を密にして、防犯意識の高揚と防犯知識等の普及に努め、安全安心な地域社会の実現を目指します。
49	環境保全課	地域生活の支援「あんしん」	2 防災・防犯等の対策	イ 防犯対策	36	しょうがいのある人が悪質商法等の被害に遭わないように、しょうがいのある人や家族、地域住民に対して必要な情報を提供するとともに、警察や消費生活相談、地域福祉権利擁護事業等と連携を図りながら、防犯知識等の普及に努めます。	聴覚障害者等の福祉団体への消費生活の出前講座を実施し、トラブルとなりやすい事例を交えての普及啓発を実施しました。	B	引き続き、様々な機会を捉えて各種団体等と連携し啓発に取り組んでいきます。
50	しょうがい福祉課	地域生活の支援「あんしん」	2 防災・防犯等の対策	ウ 交通安全対策	36	「人優先」の交通安全思想のもと策定された「長浜市交通安全計画」に基づき、しょうがいのある人に対する交通安全施策を進めます。しょうがいのある人に対する交通安全教育として、地域における福祉活動の場や就労の場を利用しながら、交通安全のために必要な知識等を習得できるよう、しょうがいの種類や程度に応じたきめ細かい教育を推進します。 また、身体障害者標識（四つ葉のクローバマーク）や聴覚障害者標識（蝶マーク）を表示している自動車に対する理解と、しょうがいのある人（歩行者）に対する安全への配慮について市民に啓発します。	手話奉仕員養成講座・小学校等への出前講座で、身体障害者標識等含む、しょうがい福祉に関するマークの啓発を行いました（R1：6回）。	C	しょうがいのある人に対する交通安全教育については、具体的な活動ができていないため、今後機会をとらえて啓発を行います。
51	市民活躍課	地域生活の支援「あんしん」	2 防災・防犯等の対策	ウ 交通安全対策	36	「人優先」の交通安全思想のもと策定された「長浜市交通安全計画」に基づき、しょうがいのある人に対する交通安全施策を進めます。しょうがいのある人に対する交通安全教育として、地域における福祉活動の場や就労の場を利用しながら、交通安全のために必要な知識等を習得できるよう、しょうがいの種類や程度に応じたきめ細かい教育を推進します。 また、身体障害者標識（四つ葉のクローバマーク）や聴覚障害者標識（蝶マーク）を表示している自動車に対する理解と、しょうがいのある人（歩行者）に対する安全への配慮について市民に啓発します。	H28~R2年度については、「人優先」の交通安全思想のもと策定された「第10次長浜市交通安全計画」に基づき、しょうがい当事者団体への啓発DVDの提供、啓発物品・チラシの配布を行い、交通安全教育の推進を行いました。	B	R3~R7年度に新たに策定する「第11次長浜市交通安全計画」においても、総合的かつ計画的に陸上交通の安全に関する施策を総合的に推進します。 人命尊重の理念に基づき、悲惨な交通事故による死傷者数の一層の減少に取り組むことはもちろんのこと、事故そのものの減少にも積極的に取り組み、究極的には交通事故のない長浜市を目指します。

「長浜市しょうがい福祉プラン」の中間見直しにかかる庁内取組状況等の結果

資料4

【取組状況の評価指標】A=100%超の取組、B=80%~100%の取組、C=79%~50%の取組、D=50%以下の取組、E=実施していない

No.	R1担当課	大項目名	中項目名	小項目名	該当P	「アクションプラン」の記述	H29~R1の取組状況等 (内容、回数、課題等)	総合評価 (A~)	R5までの方向性
52	しょうがい福祉課	地域生活の支援「あんしん」	3 権利擁護・虐待防止	ア 権利擁護	37~38	(ア) 地域福祉権利擁護事業の推進 (イ) 成年後見制度の利用支援 (ウ) 消費生活相談窓口との連携 (エ) 司法手続における配慮	・金銭管理を必要とする方が増加しており、社会福祉協議会の実施する地域福祉権利擁護事業へとつなげています。 ・成年後見・権利擁護センターと連携し、成年後見制度の利用支援し、市長申立て実施、報酬助成や申立て助成制度の利用を推進しました。 ・消費生活相談窓口と連携し、多重債務をはじめ、高額商品・詐欺等に関わった当事者の救済にあたりました。 ・滋賀県地域定着支援センターと連携し、刑務所等の出所者等の地域定着について支援を行いました。	B	成年後見・権利擁護センターと連携し、相談や申立て支援、後見人への支援を行っていく。また、各相談支援事業所や長浜米原しょうがい児者基幹相談調整センターとともに相談事業の強化にあたります。 刑務所等からの出所者については、地域生活が可能となるための支援を滋賀県地域定着支援センターを中心に関係機関と連携し実施していきます。
53	しょうがい福祉課	地域生活の支援「あんしん」	3 権利擁護・虐待防止	イ 虐待防止	38	(ア) 虐待の予防 (イ) 虐待の早期発見・早期対応	・相談事業所や障害福祉サービス事業所等と連携しながら、虐待の予防および早期発見・早期対応に努めています。 ・虐待の予防、早期発見のため、長浜米原しょうがい者自立支援協議会と連携し、啓発活動を行いました。	B	引き続き、関係事業所等と連携し取り組んでいきます。また、虐待予防啓発のため、長浜米原しょうがい児者基幹相談調整センター、長浜米原しょうがい者自立支援協議会と連携し、研修会や啓発イベント等を実施します。
54	健康企画課	医療・保健・福祉の連携「すこやか」	1 しょうがいの早期発見・早期支援	ア 健康づくりの推進	39	市民の健康に対する意識を高め、市民が自ら健康増進を図るため「健康ながはま21」を推進しながら、健康づくりのためのキーワード「むびょうたんプラス1」を核とし、疾病の予防に取り組めます。また、健康推進員や地域づくり協議会など地域活動団体等と連携し、健康づくりを推進していきます。	令和元年5月に健康都市宣言を行い、市民に7つの行動指針を示し、それぞれをキャラクター化（むびょうたん+1）してあらゆる機会に啓発し周知しました。市民が自分の健康状態を知り、自分に合った健康管理ができるよう健活チャレンジやBIWA-TEKUの活用を推進した。地域づくり協議会や健康推進員と連携し、受診率向上や減塩啓発に取り組まれました。	B	引き続き、健康増進計画及び健康都市宣言の趣旨に基づき、7つの行動指針を実行する人を増やすよう取り組みます。市内団体・企業と連携して健康づくりに取り組みやすい社会環境を整えていきます。
55	健康推進課	医療・保健・福祉の連携「すこやか」	1 しょうがいの早期発見・早期支援	イ しょうがいの早期発見・早期対応	39	乳幼児健診を実施し、疾病やしょうがいがあると疑われる状態を早期に発見し、発達支援・早期療育・保護者へのケアなど適切な支援につなげていきます。	乳幼児健診を実施し、必要な方には継続した訪問指導および発達相談を行い早期療育につなげています。 【回数】乳幼児健診月15回（年180回） 訪問指導、発達相談は随時実施。 【課題】早期療育につなげたいが、受け入れ枠があり適切なタイミングでつながらないことがあります。	B	継続して乳幼児健診、保健師による訪問指導等、心理判定員による発達相談を実施し早期発見に努めます。
56	健康推進課	医療・保健・福祉の連携「すこやか」	1 しょうがいの早期発見・早期支援	ウ 疾病の早期発見・早期対応	40	疾病予防のためライフステージに合わせた健康づくりに取り組めます。 妊娠期は、安全な妊娠出産のためにも禁煙指導、食事、運動習慣等の生活習慣に対する指導を行い、乳幼児、学童期は、健康的な生活習慣が身につくよう子どもや家族に保健指導を行います。成人、高齢期は、生活習慣病健診や各種健康診査により、疾病の早期発見に努め、早期治療や生活改善を支援します。生活習慣病の中でも特に重篤な心疾患や腎機能しょうがいの発生予防を重点に置き、医療受診勧奨や保健指導等を行い、早期発見・早期治療につなげます。	【妊娠期】 妊娠届出時に安全な妊娠出産のため禁煙、食事等の生活習慣に関する指導を行います。 【乳幼児期】 健康な生活習慣が身につくよう乳幼児健診等の際に子や家族に栄養バランスや歯予防、生活リズム等の保健指導を行います。 【成人・高齢期】 各種健診の受診勧奨、特定保健指導や重症化予防が必要な人へ訪問や来所、電話等による保健指導を実施しています。	B	継続した保健事業の実施を行います。

「長浜市しょうがい福祉プラン」の中間見直しにかかる庁内取組状況等の結果

資料4

【取組状況の評価指標】A=100%超の取組、B=80%~100%の取組、C=79%~50%の取組、D=50%以下の取組、E=実施していない

No.	R1担当課	大項目名	中項目名	小項目名	該当P	「アクションプラン」の記述	H29~R1の取組状況等 (内容、回数、課題等)	総合評価 (A~)	R5までの方向性
57	すこやか教育推進課	医療・保健・福祉の連携「すこやか」	1 しょうがいの早期発見・早期支援	ウ 疾病の早期発見・早期対応	40	疾病予防のためライフステージに合わせた健康づくりに取り組みます。 妊娠期は、安全な妊娠出産のためにも禁煙指導、食事、運動習慣等の生活習慣に対する指導を行い、乳幼児、学童期は、健康的な生活習慣が身につくよう子どもや家族に保健指導を行います。成人、高齢期は、生活習慣病健診や各種健康診査により、疾病の早期発見に努め、早期治療や生活改善を支援します。生活習慣病の中でも特に重篤な心疾患や腎機能しょうがいの発生予防を重点に置き、医療受診勧奨や保健指導等を行い、早期発見・早期治療につなげます。	【学齢期】児童生徒が健康的な生活習慣を身につけられるよう、健診後の受診勧奨や保健指導を行います。	B	継続した保健事業の実施を行います。
58	健康推進課	医療・保健・福祉の連携「すこやか」	1 しょうがいの早期発見・早期支援	エ 乳幼児健診・乳幼児相談の推進	40	しょうがいがあると疑われる乳幼児の保護者等に対して、医師、歯科医師、保健師、歯科衛生士、栄養士等による乳幼児健診や乳幼児相談等を実施し、保健医療福祉サービスの情報提供とともに、子どもや保護者等に寄り添いながら、しょうがいや特性の受容、愛着形成のための支援を行います。	乳幼児健診、乳幼児相談、訪問指導、発達相談により、しょうがいがあると思われる乳幼児の保護者等に対し支援を行います。 【回数】乳幼児健診月15回(年180回)、乳幼児相談、月2回(年24回)、親子教室月6回(年72回)、訪問指導および発達相談は随時実施 【課題】保護者がしょうがいや特性の受容について抵抗がある場合があり、保護者の思いに寄り添いながら支援をする必要があります。	B	継続して乳幼児健診、乳幼児相談、訪問指導、親子教室、発達相談を実施し保護者に寄り添いながら支援を実施します。
59	健康推進課	医療・保健・福祉の連携「すこやか」	2 精神保健・医療の充実	ア 心の健康づくりの推進	40~41	心の病を抱える人が増えていることから、保健相談の充実、引きこもり・自殺への対策(ゲートキーパー研修など)を進めるとともに、まわりにいる人がそのサインや対応について知識や理解を深めるための取組や、産後うつ予防や市民の相談役になれる人の心の健康相談会も継続して心の健康づくりを行います。	【実施内容・回数】 ・心理士による、地域の相談役の方や支援者を対象とした心の健康相談会を実施しました。相談件数：年18件。 ・長浜市内の企業で働く人や、市民、市民に接する機会が多い職員等を対象に、悩みを持っている人に気づきサポートする「ゲートキーパー」の養成研修を実施しました。 企業への実施件数：年3企業。 市民や職員への実施回数：年2回(H29~H30年度)→年4回(R1年度) ・産後うつ予防のため、市内の新生児を持つ家庭(全数)に対し、新生児訪問時にパンフレットを用いて啓発を行っています。 ・市内の中学2年生に対し、心のSOSの出し方の啓発として、啓発ロゴ入りマーカーと啓発チラシを配布しました。 ・心の悩みに関連した相談先一覧のパンフレットの作成・配布・設置しました。	B	事業を継続し、悩みを抱える本人をはじめ、本人を支える人たちも含んだ心の健康づくりに努めます。
60	健康推進課	医療・保健・福祉の連携「すこやか」	2 精神保健・医療の充実	イ 相談支援・医療の充実	41	本人やその家族に対して相談や訪問指導を行いながら、専門的な相談機関の紹介や、治療が必要と考えられるときには医療機関への受診について支援していきます。 また、県、医療機関、滋賀県立精神保健福祉センターや保健所との連携のもと、相談支援や精神医療の充実を図ります。	本人やその家族、また関係者や地域の支援者からの相談に応じ、必要時、関係機関と連携を取りながら、随時その人に応じた支援(来所による面談、訪問、電話、受診同伴等)を実施しています。 また自殺未遂者支援をはじめ、県や医療機関、県立精神保健福祉センター、保健所と連携し、個人が地域で安定して生活できるよう支援を行っています。	B	随時相談に対応し、継続した支援を行います。また、個人が地域で安定して生活できるよう、様々な機関と連携し、支援あたります。

「長浜市しょうがい福祉プラン」の中間見直しにかかる庁内取組状況等の結果

資料4

【取組状況の評価指標】A=100%超の取組、B=80%~100%の取組、C=79%~50%の取組、D=50%以下の取組、E=実施していない

No.	R1担当課	大項目名	中項目名	小項目名	該当P	「アクションプラン」の記述	H29~R1の取組状況等 (内容、回数、課題等)	総合評価 (A~)	R5までの方向性
61	しょうがい福祉課	医療・保健・福祉の連携「すこやか」	2 精神保健・医療の充実	ウ 地域生活への移行促進	41	精神科病院に入院中で、退院可能な人については、地域で安心して暮らすことのできるよう、訪問系サービス、日中活動系サービスによる支援、グループホームの整備などによる住居の確保に取り組みます。	県保健所が主催する、精神しょうがい者地域移行支援会議に参加し、指定一般相談支援事業所をはじめ、県保健所、精神科病院、その他しょうがい福祉関係機関が連携し、入院患者の地域移行に取り組むことになっているが、H29~R1は地域に移行できる対象がないため開催されていません。	B	年4回開催される湖北地域精神しょうがい者支援会議では、精神しょうがい者が地域で暮らすための地域の資源等を関係機関で共有し、連携をとって関わっていただけるような体制づくりについての検討をしており、今後も継続して会議に参加していきます。
62	しょうがい福祉課	医療・保健・福祉の連携「すこやか」	2 精神保健・医療の充実	エ 地域交流サロン	41	地域活動支援センターなどにおける「地域交流サロン」等を通じ、利用者の主体性を重視した創作的活動や生産的活動を実施することなど、社会参加を目指すとともに社会復帰に向けた取組を実施します。	米原市と共同で（福）ひかり福祉会に委託し、地域活動支援センターを設置。平成31年3月31日現在、160名（長浜市）の利用登録があり、創作活動、スポーツ活動、交流活動が活発に実施されている。小集団での活動に特化した多目的サロンの実施や、地域単位でのサロンの補助的な関わりを行いサロン事業を活性化されています。	B	今後も地域活動支援センターとしての委託を継続し、各種サロン事業を継続していきます。
63	地域医療課	医療・保健・福祉の連携「すこやか」	3 医療的ケアへの対応	ア 医療の充実	42	しょうがいのある人が、市立病院はもとより地域の医療機関において安心して医療やリハビリテーションを受けることができるよう、人材の確保・育成等により、地域医療供給体制の充実を図るとともに、関係機関の連携強化を図ります。	直営診療所と病院との連携強化を図るとともに、指定管理者制度を活用するなどして医師等の確保に努めました。	B	今後も継続して、地域の持続可能な医療体制の構築に努めます。
64	しょうがい福祉課	医療・保健・福祉の連携「すこやか」	3 医療的ケアへの対応	ア 医療の充実	42	しょうがいのある人が、市立病院はもとより地域の医療機関において安心して医療やリハビリテーションを受けることができるよう、人材の確保・育成等により、地域医療供給体制の充実を図るとともに、関係機関の連携強化を図ります。 なお、高次脳機能しょうがいについては、「高次脳機能障害圏域体制整備事業」（県モデル事業）に参画し、湖北圏域の課題整理や解決に向けた方策を検討することにより圏域支援体制の整備を図ります。	医療的ケアの必要な方の日中一時支援を湖北病院が実施し、受け入れていただいています。市立長浜病院においては、レスパイト利用の制度ができました。しかし、利用者が少ない状況にあります。2つの民間事業所が、医療的ケアのいる方を受け入れる日中一時支援を開始しました。	B	医療的ケアの必要な方がショートステイできるよう引き続き医療機関等に働きかけていきます。また、長浜米原しょうがい者自立支援協議会と連携して医療的ケアの必要な方の支援体制の強化を図ります。
65	しょうがい福祉課	医療・保健・福祉の連携「すこやか」	3 医療的ケアへの対応	イ 医療的ケアの充実	42	日常生活における定期的な医療的ケア等に対応できるよう、夜間の対応も含め、しょうがい福祉サービス事業所等の施設整備や人材確保、人材育成に向けて取り組みます。 また、所定の研修を修了した介護職員等によるたん吸引・経管栄養等の推進を含め、医療的ケアの充実に向け、適切な取組を行います。 重症心身しょうがい児・者の医療対応やレスパイトについて、圏域内病院や医師会と調整を図ります。	・「えがお」に対して設備の充実や人材確保を目的に安定化補助金を交付し、地域で過ごせる場の確保を行いました。 ・びわこ学園草津、野洲など県南部の医療的短期入所サービスの利用促進のため、「重症心身しょうがい者短期入所特別支援モデル事業」を実施し、実証検証を行いました。 ・長浜市立湖北病院にレスパイト実施の働きかけを行いました。	B	引き続き、医療的ケアの充実に向け、適切な取組を行います。
66	しょうがい福祉課	医療・保健・福祉の連携「すこやか」	4 医療費の支援	ア 更生医療	43	身体にしょうがいのある人で、手術等の治療によってそのしょうがいを除去・軽減する効果が確実に期待できる場合、自立支援医療費を支給します。	更生医療 H29年度4,026件（給付金額112,755,305円） H30年度4,348件（給付金額134,320,702円）	B	今後も引き続き、身体上のしょうがいの軽減を図り、自立した日常生活等を営むために必要な医療の給付を指定医療機関で行います。

「長浜市しょうがい福祉プラン」の中間見直しにかかる庁内取組状況等の結果

資料4

【取組状況の評価指標】A=100%超の取組、B=80%~100%の取組、C=79%~50%の取組、D=50%以下の取組、E=実施していない

No.	R1担当課	大項目名	中項目名	小項目名	該当P	「アクションプラン」の記述	H29~R1の取組状況等 (内容、回数、課題等)	総合評価 (A~)	R5までの方向性
67	しょうがい福祉課	医療・保健・福祉の連携「すこやか」	4 医療費の支援	イ 育成医療	43	しょうがいのある児童や、将来しょうがいを残す懸念のある疾患がある児童について、手術等の治療によってそのしょうがいを除去・軽減する効果が確実に期待できる場合に自立支援医療費を支給します。	育成医療 H29年度253件（給付金額2,748,726円） H30年度219件（給付金額1,983,181円）	B	今後も引き続き、身体上のしょうがいの軽減を図り、自立した日常生活等を営むために必要な医療の給付を指定医療機関で行います。
68	しょうがい福祉課	医療・保健・福祉の連携「すこやか」	4 医療費の支援	ウ 精神通院医療	43	精神にしょうがいのある人について、通院による精神医療を継続的に要する病状にある場合、その通院の医療費について自立支援医療費を支給します。	給付決定人数 H29年度1,310人 H30年度1,430人 (※自立支援医療費(精神通院医療)の給付は国1/2、県1/2で行っているため、市の給付実績はなし。)	B	引き続き制度の周知を行っていきます。
69	保険医療課	医療・保健・福祉の連携「すこやか」	4 医療費の支援	エ 福祉医療	43	心身に重度のしょうがいのある人に対し、県の制度や市独自の制度により、医療費の自己負担額の全部、または一部を支援します。	制度の対象となる人に対しては医療費の負担軽減のための助成制度を適用し、継続的な支援を行いました。	B	受診の機会が多いしょうがいのある人が安心して暮らせるよう制度を堅持していきます。
70	幼児課	子どもの発達・教育支援「はぐくむ」	1 地域における子育て支援	ア 地域の幼稚園・保育所・認定こども園・学校等での支援	44	地域の幼稚園・保育所・認定こども園・学校等において、しょうがいのある子どもの特性や適性、希望等を踏まえたうえで、その受入や支援の充実を図るため、児童・生徒や教職員等への福祉教育、教職員の適正配置、園舎・校舎の改修等、必要となる取組を進めます。	・特別支援巡回相談（H29：25園、H30：25園、R1：20園実施） ・長浜市就学前特別支援検討委員会（毎年7回実施） ・特別支援スキルアップ事業による職員のステージに応じた研修（R16回実施） ・医療的ケア児受け入れに関わるカンファレンス（必要に応じて随時実施） ・特別支援や発達支援に関する内外講師による園内の職員研修 ・子どもの発達や特性、ニーズに応じた園舎の環境整備、保育教材の配置	B	・園職員の特別支援教育研修の充実に努めます。 ・市内園の特別支援巡回相談強化を図ります。 ・円滑な就学に向けた支援に努めます。 ・関係機関との連携強化を図ります。
71	教育指導課	子どもの発達・教育支援「はぐくむ」	1 地域における子育て支援	ア 地域の幼稚園・保育所・認定こども園・学校等での支援	44	地域の幼稚園・保育所・認定こども園・学校等において、しょうがいのある子どもの特性や適性、希望等を踏まえたうえで、その受入や支援の充実を図るため、児童・生徒や教職員等への福祉教育、教職員の適正配置、園舎・校舎の改修等、必要となる取組を進めます。	・障害のある子どもが十分に教育を受けられるため学校施設のバリアフリー化や、障害に適応した教育を実施する上で必要とする設備の整備を図りました。 ・インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、「基礎的環境整備」の充実を図っていく必要があります。	B	引き続き、障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備に取り組んでいきます。
72	教育総務課	子どもの発達・教育支援「はぐくむ」	1 地域における子育て支援	ア 地域の幼稚園・保育所・認定こども園・学校等での支援	44	地域の幼稚園・保育所・認定こども園・学校等において、しょうがいのある子どもの特性や適性、希望等を踏まえたうえで、その受入や支援の充実を図るため、児童・生徒や教職員等への福祉教育、教職員の適正配置、園舎・校舎の改修等、必要となる取組を進めます。	・学校施設において多目的トイレを設置しました。 H29：1施設H30：3施設H31：5施設 ・H30に北郷里小学校にエレベーターの設置工事を行いました。 ・R1に木之本小学校にスロープの設置工事を行いました。	B	引き続き、どの園児、児童、生徒も過ごしやすい学校施設の管理を行います。
73	子育て支援課	子どもの発達・教育支援「はぐくむ」	1 地域における子育て支援	イ 放課後・休暇中の活動支援	44	(ア) 地域での子育て支援 しょうがいのある子どもが地域の中ではぐくまれるよう、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター事業や、地域での子育て支援への取組について、しょうがいのある子どもの利用や参加を促進します。	放課後児童クラブにおいて、しょうがいのある子どもの受け入れを積極的に行い、各クラブに加配の職員を配置し支援の確保を図りました。また、地域の認証発達障害者ケアマネージャーからの特別な配慮が必要な児童に対するアプローチ等を学び、しょうがいのある子どもが利用しやすい環境を整えました。	B	放課後児童クラブにおいて、しょうがいのある子どもが地域の仲間と活動できるよう積極的に受け入れ、専門職員の配置検討や認証発達障害者ケアマネージャーの協力を得て、しょうがいのある子どもが利用しやすい環境を整えるよう努めます。

【取組状況の評価指標】A=100%超の取組、B=80%~100%の取組、C=79%~50%の取組、D=50%以下の取組、E=実施していない

No.	R1担当課	大項目名	中項目名	小項目名	該当P	「アクションプラン」の記述	H29~R1の取組状況等 (内容、回数、課題等)	総合評価 (A~)	R5までの方向性
74	しょうがい福祉課	子どもの発達・教育支援「はぐくむ」	1 地域における子育て支援	イ 放課後・休暇中の活動支援	44	(イ)しょうがい福祉サービスによる支援 放課後等デイサービスや日中一時支援事業などのしょうがい福祉サービスを活用し、しょうがいのある子どもに放課後や休暇中の活動場所を提供します。これにより、子どもの見守りや支援を行うほか、介護負担の軽減等を図っていきます。	日中一時支援事業委託数が4事業所に増加したことに加え、R元年度に放課後等デイサービス事業所が1開所開設され、増大する家族ニーズに応えられるように努めています。	B	ニーズに合わせ、支給決定を行います。療育の必要性によって日中一時支援と放課後等デイサービスの棲み分けが必要です。
75	しょうがい福祉課 (児童発達支援センター)	子どもの発達・教育支援「はぐくむ」	2 乳幼児期からの早期支援	ア 発達支援の充実	45~46	しょうがいの特性、発達の状況に応じて適切な相談支援、療育・教育、就労支援や福祉サービスなどの支援を行うことができるよう、保健・福祉・教育・医療等の関係機関・部署との連携による相談支援の充実を図ります。 (ア)児童発達支援センター ①相談支援 ②保育所等訪問支援 ③関係部署との連携 ④研修・啓発	①発達に課題のある4歳児から就学までの児童や、義務教育以降からおおむね20歳の青年に対して、発達検査を実施するほか、本人、家族のニーズに応じて、所属機関等での支援の調整や支援機関、医療等への紹介を行いました。②児童発達支援センターに保育所等訪問支援の専任職員を配置し、幼保認定こども園への後方支援を強化しました。③発達に課題を抱える児・者が、進学先等の支援機関に必要な情報を適切に引き継げるよう、「相談支援ファイル」と「つなぎのファイル」を統合・改良し、「新・相談支援ファイルつなぎ」を作成し、約300名に配布しました。あわせて、市内幼保園や小中学校に対し、ファイルの活用法について普及啓発を図りました。④児童発達支援に関する研修会を主催するほか、関係機関主催の発達しょうがいや発達支援に関する研修会等の講師として専門職員を派遣しました。	B	①令和2年に「発達支援室」を設置し、年齢を問わず「気づき」から「相談・アセスメント」「一貫した支援の継続」ができるよう、専門職による相談支援を行います。 ②専門職員の育成や対象地域の拡大等、訪問支援を強化し、関係機関との連携による支援のさらなる充実を図ります。 ③「新・相談支援ファイルつなぎ」の活用促進のため、保健・福祉・教育・医療等の関係機関や部署への周知と啓発を行います。 ④関係機関を含む支援者向け研修の開催や、研修会への講師派遣を継続して実施します。
76	しょうがい福祉課 (児童発達支援センター)	子どもの発達・教育支援「はぐくむ」	2 乳幼児期からの早期支援	イ 早期療育の充実	46	(ア)児童発達支援センター・こども療育センター ①児童発達支援事業 言葉が遅い、集団に入れない、歩行が遅い、落ち着きがない等がある子どもとその家族に対し、児童発達支援センター浜の子園・わかば園・いちご園の3園において早期療育を行い、持てる能力の発揮や基本的生活習慣の獲得などにより地域や保育・教育機関において円滑に生活できるよう支援します。また、保護者に対しては、悩みや不安の共有や軽減、しょうがいについての理解を深めることができるよう、相談、研修、活動支援等を実施します。	早期療育の開始と、移行支援を推進しました。また、保護者向け研修を開催したほか、療育終了後(地域移行後)も保護者からの相談を受けつけるなど、保護者支援の充実を図りました。	B	保護者支援の充実を図るため、保護者のニーズの把握やそれにもとづいた支援プログラムを検討していきます。また、保護者向け研修や座談会の開催します。
77	しょうがい福祉課 (児童発達支援センター)	子どもの発達・教育支援「はぐくむ」	2 乳幼児期からの早期支援	イ 早期療育の充実	46	(ア)児童発達支援センター・こども療育センター ②専門機関との連携 学習障害(LD)、注意欠如・多動性障害(ADHD)、自閉症スペクトラム等の発達しょうがいに関する専門知識の必要な相談や療育については、滋賀県発達障害者支援センター等の専門機関との連携を図り、しょうがいのある子どもとその家族の支援を行います。	しょうがい児やその家族に対してよりよい支援を提供するため、外部機関から作業療法その他の専門職員の派遣を受けました。 ・県立小児保健医療センター(PT・OT派遣)52件 ・市立長浜病院(PT・OT派遣)31件 ・米原市地域包括医療福祉センター(OT派遣)21件 ・その他機関(SV派遣)29件	B	引き続き関係機関と連携して質の高い療育を提供するとともに、児童の特性にあわせてより適した支援機関につなげるよう、関係機関との協力体制強化を図ります。

【取組状況の評価指標】A=100%超の取組、B=80%~100%の取組、C=79%~50%の取組、D=50%以下の取組、E=実施していない

No.	R1担当課	大項目名	中項目名	小項目名	該当P	「アクションプラン」の記述	H29~R1の取組状況等 (内容、回数、課題等)	総合評価 (A~)	R5までの方向性
78	教育指導課	子どもの発達・教育支援「はぐくむ」	3 学齢期における支援	ア 学校教育の充実	47~48	(ア) インクルーシブ教育の推進 特別な支援が必要な児童生徒の教育的ニーズへの対応や、インクルーシブ教育の推進のために、人的支援(インクルーシブサポーター)を行います。さらに、各学校において、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援充実のため、しょうがいの理解、校内体制の整備、関係機関との連携などに精通できるように、特別支援教育コーディネーターおよび通級指導教室担当者の資質向上を図ります。 ① 交流および共同学習の推進 ② 学校施設のバリアフリー化 ③ 医療的ケアへの対応	・必要に応じて学校にインクルーシブサポーターを配置し、インクルーシブ教育の推進・構築に努めました。 ・通級指導教室担当者の資質向上のため、コアリーダー研修として専門研修に派遣しました。(H29:24回H30:17回R1:17回) ・医療的ケアの必要な児童のため、特別支援学級の合同合宿に看護師を派遣しました。(R1:のべ4名) ・教員の専門性の向上を図るとともに、多様な学びの場の環境整備に努める必要があります。	B	今後もインクルーシブ教育の推進に取り組んでいきます。児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援充実のため、しょうがいの理解、校内体制の整備、関係機関との連携など教員の力量を高める働きかけを継続していきます。
79	教育指導課	子どもの発達・教育支援「はぐくむ」	3 学齢期における支援	ア 学校教育の充実	48~49	(イ) 特別支援教育の実施 しょうがいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な支援を行う「特別支援教育」を実施します。学習障害(LD)、注意欠如・多動性障害(ADHD)、自閉症スペクトラム等を含めたしょうがいのある子どもの自立や社会参加に向けて、その持つ力を高め、生活や学習上の困難を改善するために、適切な教育や指導を通して必要な支援を行います。 また、特別支援教育に関するより確かな知識と対応力を身につけるために、発達しょうがいを含むしょうがいに関する専門的知識・経験を有する者等を巡回相談員として派遣し、教職員の資質向上を図ります。さらに、学校園を対象に、養育・教育に関わる発達上の医療相談を嘱託医が行い、子どもたちの健やかな成長のためにメディカル・コンサルテーション事業を進めます。 ① 通級指導教室の充実 ② 体験学習・校外学習の推進 ③ いじめへの対策	・しょうがいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援が行われるよう、特別支援教育の実施に努めました。 ・特別支援教育専門家を委嘱し、市内小中学校21校にて巡回相談を実施し、学校との支援体制の充実、教職員の資質向上を図りました。(H30・86回、R1・80回) ・学校園の養育・教育に関わる発達上の医療相談を嘱託医が行うメディカル・コンサルテーション事業を18回実施しました。 ・通級指導教室サテライト教室を開設し、対象児童・生徒の指導を受ける機会の保障を行いました。(R1、4教室開設) ・R1、特別支援学級スポーツ交流会を実施しました。 ・効果的な活用を図るため、事業内容について、さらに周知徹底していく必要があります。	B	今後も様々な取り組みを通して、特別支援教育の充実に努め、しょうがいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な支援を推進していきます。
80	しょうがい福祉課	子どもの発達・教育支援「はぐくむ」	3 学齢期における支援	イ 進学・就労等の支援	49	学校卒業後の進路を決定する支援として、在学中に就労体験(職場体験)や就労移行支援事業所において就労にかかるアセスメントなどを行うことで、自分の希望に沿った進学や就労などを自己選択し、自己決定ができるように教育機関や就労移行支援事業所や就労支援機関(テクノカレッジ、働き・暮らし応援センター、ハローワーク等)との連携のもと、進路相談に取り組みます。	養護学校在学中のアセスメントが定着し、進路移行支援会議への出席により、卒業後の進路決定の支援体制が確立した。 長浜米原しょうがい者自立支援協議会にて、特別支援学校と関係機関(働き・暮らし応援センター、ハローワーク等)との連携を強化し、課題の共有化解決に向けて協議を行っています。	B	引き続き、関係機関と連携し、自分の希望に沿った進路決定ができるよう支援を充実していきます。 卒業度に就労した方に対し、定着支援の充実を図ります。

「長浜市しょうがい福祉プラン」の中間見直しにかかる庁内取組状況等の結果

資料4

【取組状況の評価指標】A=100%超の取組、B=80%~100%の取組、C=79%~50%の取組、D=50%以下の取組、E=実施していない

No.	R1担当課	大項目名	中項目名	小項目名	該当P	「アクションプラン」の記述	H29~R1の取組状況等 (内容、回数、課題等)	総合評価 (A~)	R5までの方向性
81	しょうがい福祉課	活動の充実 「いきがい」	1 就労支援	ア 一般就労の拡大	50~51	(ア) 民間企業等への働きかけ 長浜公共職業安定所、商工会議所、商工会、働き・暮らし応援センター等と連携し、事業主に対して雇用促進にかかる各種制度の紹介、就労支援のネットワークへの参加協力等を働きかけ、職場定着のためのアフターフォロー体制の検証を随時行い、しょうがいのある人が働きやすい環境の構築に努めます。平成28年度における県内の民間企業(50人以上規模)に雇用されているしょうがいのある人の数は、2,714人(※滋賀労働局報道発表資料)で過去最高となっており、実雇用率*も全国平均を上回っています。法定雇用率*達成企業の割合についても、全国平均を大きく上回っている状況です。本市においては、232人が民間企業に雇用されており、実雇用率は1.84%と全国平均・県内平均より下回っていますが、法定雇用率達成企業の割合は60.7%であり、全国平均・県内平均を上回っています。なお、民間企業の法定雇用率は、平成30年4月1日以降2.2%に引き上げられており、引き続きしょうがいのある人の就労機会の拡大を図ります。	・働き・暮らし応援センター、ハローワークと連携し、しょうがい者雇用の拡大に向けた働きかけを行いました。 ・湖北圏域に、就労移行支援事業所が2か所、就労定着支援事業所が3か所の整備されました。	B	長浜米原しょうがい者自立支援協議会内に設置されたプロジェクトチームを中心に、就労した方に対し、定着支援の充実を図ります。
82	人事課	活動の充実 「いきがい」	1 就労支援	ア 一般就労の拡大	51	(イ) 長浜市役所のしょうがい者雇用の拡大 「障害者雇用促進法」(障害者の雇用の促進等に関する法律)の趣旨に基づき、法定雇用率以上の雇用を継続し、しょうがいのある人を対象とした職員採用の機会の拡大に努めます。 平成28年度における長浜市役所のしょうがい者雇用者数は、35.5人であり、法定雇用率(2.3%)に相当する数(35人)以上の雇用をしています。なお、地方公共団体の法定雇用率は、平成30年4月1日以降2.5%に引き上げられており、引き続きしょうがいのある人の就労機会の拡大を図ります。	長浜市におけるしょうがい者雇用率 法定雇用率 長浜市 H29.6.1 2.3% 2.25% H30.6.1 2.5% 2.52% R01.6.1 2.5% 2.24% 正規職員・臨時職員ともに、しょうがいの内容によって区別することなく採用試験の受験が可能となるよう、平成30年度から受験資格を見直しました。 令和元年9月に「障害者雇用推進者」及び「障害者職業生活相談員」を選任しました。	B	平成30年10月に閣議決定された「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」に基づいて、引き続き、しょうがいを対象とした職員採用の機会のさらなる拡大に努めます。 「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画」を令和2年4月1日に策定する予定です。
83	しょうがい福祉課	活動の充実 「いきがい」	1 就労支援	ア 一般就労の拡大	51~52	(ウ) しょうがいのある人や支援者の起業等への支援 しょうがいのある人や当事者を支援する人などによる起業等を支援していきます。 また、起業や業務運営に関する情報を提供していきます。	本市のしょうがい福祉施設や移動支援等の地域生活支援事業についての起業等の相談を受けています。また、事業所一覧をホームページの掲載や窓口配布をし情報提供しています。	B	引き続き、情報提供を行いながら起業等の支援を行っていきます。
84	しょうがい福祉課	活動の充実 「いきがい」	1 就労支援	ア 一般就労の拡大	52	(エ) 一般就労への移行の支援 一般就労を希望するしょうがいのある人が、その適性にあった仕事に就けるよう、就労移行支援サービスやジョブコーチ制度等を活用し、就労に必要な知識や能力向上のための訓練や就労後における職場定着の支援を行います。また、自立支援協議会で議論を進め、福祉的就労から一般就労への移行を推進します。 就労移行支援サービスのニーズは増加する見込であることから、就労移行支援事業所の整備に向けて検討します。	・湖北圏域に、就労移行支援事業所が2か所、就労定着支援事業所が3か所の整備されました。 ・しょうがいのある人が、その適性にあった仕事に就けるよう、就労移行支援サービスやジョブコーチ制度等を活用し、就労に必要な知識や能力向上のための訓練や就労後における職場定着の支援を行いました。 長浜米原しょうがい者自立支援協議会で議論を進め、福祉的就労から一般就労への移行を推進しています。	B	引き続き、関係機関と連携し、自分の希望に沿った進路決定ができるよう支援を充実していきます。 卒業度に就労した方に対し、定着支援の充実を図ります。

「長浜市しょうがい福祉プラン」の中間見直しにかかる庁内取組状況等の結果

資料4

【取組状況の評価指標】 A=100%超の取組、B=80%~100%の取組、C=79%~50%の取組、D=50%以下の取組、E=実施していない

No.	R1担当課	大項目名	中項目名	小項目名	該当P	「アクションプラン」の記述	H29~R1の取組状況等 (内容、回数、課題等)	総合評価 (A~)	R5までの方向性
85	しょうがい福祉課	活動の充実 「いきがい」	1 就労支援	イ 福祉的 就労の支援	53~54	(ア) 就労継続支援 (A型) 事業 (イ) 就労継続支援 (B型) 事業	圏域に就労継続支援A型がさらに1事業所、定員20名分増加。総定員数140名となりました。自立支援協議会にて就労定着支援プロジェクトを立ち上げ、一般就労後の職場定着支援について協議するとともに、就労継続支援A、B型事業所から、一般就労に移行する場合の、各関係機関の連携方法について協議を行っています。	B	就労移行支援事業所、働き暮らし応援センター、就労定着支援事業所、特定相談支援事業所、就労継続支援事業が連携をとり、支援の充実を図ることで、一般就労が目指せる方について、移行を促進していきます。
86	農林政策課	活動の充実 「いきがい」	1 就労支援	イ 福祉的 就労の支援	53~54	(ア) 就労継続支援 (A型) 事業 (イ) 就労継続支援 (B型) 事業	・R1の取組 農福連携による農業従事者の確保に向け、市内の福祉作業所及び市外の先進取組事業所の調査研修を実施しました。【市内：2事業所（愛光園・ポテトファーム）、市外：1事業所（大津市：マノーナファーム）】 ・課題 農業者と福祉就労とのマッチングに向けて、農業者のニーズ把握が必要です。	B	引き続き農福連携について調査研究を進め、農福連携の仕組みや環境づくりに積極的に取り組んでいきます。
87	しょうがい福祉課	活動の充実 「いきがい」	1 就労支援	イ 福祉的 就労の支援	54	(ウ) 販路・事業拡大等の支援 ①製品・事業の広報 さまざまな機会をとらえ、製品の展示や紹介、業務内容の情報提供を行うなど、販路や事業の拡大等を支援します。 ②市の発注拡大 市の物品購入や業務委託について、「障害者優先調達推進法」や「長浜市しょうがい者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、発注拡大に向けて取組を進めます。	①各事業所から提供可能な役務情報を集約し、市HP及び窓口にて情報提供を行っています。 ②各部署に対し、物品購入や業務委託にかかる積極的な発注を促しています。 【市発注実績】 H29：5,384,935円 H30：6,740,903円	B	定期的に情報を更新し、関係機関へ迅速に情報提供することで、発注拡大に向けた積極的な協力を促します。
88	しょうがい福祉課	活動の充実 「いきがい」	1 就労支援	ウ 就労支援体制の充実	54~55	(ア) 就労支援のネットワークづくり 長浜米原しょうがい者自立支援協議会の就労支援部会等を通じて、公共職業安定所、働き・暮らし応援センター、就労支援事業所、企業、特別支援学校等の関係機関が連携し、情報共有、課題の把握・解決に向けて取り組みます。 (イ) 働き・暮らし応援センターの連携強化 しょうがいのある人に対する就労・職場定着や日常生活・社会生活上の支援、職場の開拓など、就労面・生活面の両面から支援を行う「働き・暮らし応援センター」との連携強化に取り組みます。	養護学校在学中のアセスメントが定着し、進路移行支援会議への出席により、卒業後の進路決定の支援体制が確立した。 長浜米原しょうがい者自立支援協議会にて、特別支援学校と関係機関（働き・暮らし応援センター、ハローワーク等）との連携を強化し、課題の共有化解決に向けて協議を行っている。 しょうがいのある人が、その適性にあった仕事に就けるよう、就労移行支援サービスやジョブコーチ制度等を活用し、就労に必要な知識や能力向上のための訓練や就労後における職場定着の支援を行いました。	B	長浜米原しょうがい者自立支援協議会内に設置されたプロジェクトチームを中心に、就労した方に対し、定着支援の充実を図ります。

「長浜市しょうがい福祉プラン」の中間見直しにかかる庁内取組状況等の結果

資料4

【取組状況の評価指標】A=100%超の取組、B=80%~100%の取組、C=79%~50%の取組、D=50%以下の取組、E=実施していない

No.	R1担当課	大項目名	中項目名	小項目名	該当P	「アクションプラン」の記述	H29~R1の取組状況等 (内容、回数、課題等)	総合評価 (A~)	R5までの方向性
89	商工振興課	活動の充実 「いきがい」	1 就労支援	ウ 就労支援体制の充実	55	(ウ) 就労の場におけるしょうがいのある人の権利擁護 関係機関や事業主等の協力のもと、また、「長浜市企業内人権教育推進協議会」などの研修の場において、職場全体にしょうがいのある人への理解が浸透するように努め、しょうがいを理由とした差別や虐待がないよう、啓発活動と相談体制の充実を図り、しょうがいのある人が職場に定着できるような環境の整備を進めます。	○長浜市企業内人権教育推進協議会を通じて障害者が活躍できる場や共生の進む街づくりに少しでも近づけるように取り組んでいます。①障害者雇用促進法の関係で障害者雇用に積極的な企業が増えてきました。協議会での企業訪問において障害者雇用を実施している企業が52%になりました。(117社/全230社)②年4回実施している企業向け研修会・講演会では、「障害者との共生」や「職場における障害者の人権」をテーマに扱った講演会を何回か実施しました。③また、②の内容を扱ったDVD教材の貸し出しを行い、社内研修で利用されている企業もあります。④今年度(R1年度)において先進地研修として重度障害者雇用に取り組まれている彦根市内の企業を訪ね、研修と見学を行いました。	B	①企業訪問において障害者雇用の調査項目をあげ、推移を見守ります。 ②年4回余りの研修会では、様々なテーマで講演会が行われるが、数年に1回は、障害者雇用や障害者との共生を扱った講演会を実施していきます。 ③引き続き実施していきます。 ④今後も障害者雇用を扱った先進地研修の機会を設けるよう検討していきます。
90	しょうがい福祉課	活動の充実 「いきがい」	2 日中活動支援	ア 日中活動系サービスの充実	55~57	(ア) 生活介護 (イ) 療養介護 (ウ) 自立訓練(機能訓練、生活訓練) (エ) 日中一時支援 (オ) 地域活動支援センター	生活介護については14事業所(435人定員)あり、療養介護・自立訓練に関しては、多圏域のサービスを利用していただけよう適切な支援をおこないました。日中一時支援は、ニーズの増大により委託契約事業所も4事業所増えました。地域活動支援センターは(福)ひかり福祉会へ事業委託を行い相談機能の充実を図りました。	B	生活介護については医療的ケアが必要な方の通所事業所が不足している為、取組が必要。療養介護・自立訓練に関しては、多圏域のサービスを利用していただけよう適切な支援をおこなっていくとともに、圏域内のニーズを見定め、圏域内でサービスを提供できるよう取組を進めます。地域活動支援センターは引き続き、(福)ひかり福祉会へ事業委託を行います。
91	しょうがい福祉課	活動の充実 「いきがい」	3 社会参加・参画の促進	ア 多様な活動の支援	58	(ア) 文化芸術活動の推進 アール・ブリュット(伝統や流行などに左右されず自身の内面からわきあがる衝動のまま表現した芸術)をはじめとする文化芸術活動について、その活動支援や普及啓発を実施します。	本庁舎中庭にアール・ブリュット作品を展示し、来庁者に向けた普及啓発を実施。また、各種ポスターの掲示、及び自治会配布による情報発信で、活動を支援しています。	B	引き続き、文化活動等の支援を行いますとともに、しょうがいのある人との相互理解促進、しょうがいのない人への啓発を進めます。
92	しょうがい福祉課	活動の充実 「いきがい」	3 社会参加・参画の促進	ア 多様な活動の支援	58	(イ) しょうがい者スポーツの推進 スペシャルオリンピックス等のしょうがい者スポーツにかかる活動を支援するため、大会の開催・参加や、指導員・審判員・ボランティア確保などへの協力を行います。	県レベルの大会については、市在住の申込者が円滑に参加できるよう対応しました。湖北圏域内で開催されるスペシャルオリンピックスカーニバルについては、事前の打ち合わせなどにも参加して円滑に開催できるよう必要な協力を行いました。	B	今後も引き続き、しょうがい者スポーツが推進できるよう、必要な対応をしていきます。
93	しょうがい福祉課	活動の充実 「いきがい」	3 社会参加・参画の促進	ア 多様な活動の支援	58	(ウ) 余暇活動等の支援 ①余暇活動の支援 しょうがいのある人が自らの希望にそって趣味・レジャー・娯楽などの余暇活動を行うことができるよう、機会の充実や心置きなく過ごせる場所の創出などに取り組めます。 ②社会参加・社会生活の支援 パソコン・音楽・料理・裁縫等の各種教室や交流サロン、生活情報の提供などを行う「しょうがい者生活支援事業」を委託して実施し、社会参加の促進や社会生活力を高める支援を行います。また、在宅で生活するしょうがいのある人に対し、自主的な社会参加を援助する社会参加援助金を支給します。	・しょうがい者生活支援事業 実績 ピアカウンセリング事業 (H29:162件、H30:143件) 音楽療法 (H29:1,877人、H30:1,606人) 視覚障がい者サロン (H29:88人、H30:92人) 障害者ITサロン (H29:79人、H30:87人) ・社会参加援助金 実績 H29: 2,354人×12千円/人=28,248千円 H30: 2,347人×12千円/人=28,164千円 R1: 2,390人×12千円/人=28,680千円(見込)	C	社会参加援助金事業においては「社会参加の援助と自立支援」という制度の目的が、当該給付により果たされているのか成果がわかりにくいため、使用目的が明確になるよう検討する必要があります。

「長浜市しょうがい福祉プラン」の中間見直しにかかる庁内取組状況等の結果

資料4

【取組状況の評価指標】A=100%超の取組、B=80%~100%の取組、C=79%~50%の取組、D=50%以下の取組、E=実施していない

No.	R1担当課	大項目名	中項目名	小項目名	該当P	「アクションプラン」の記述	H29~R1の取組状況等 (内容、回数、課題等)	総合評価 (A~)	R5までの方向性
94	生涯学習文化課	活動の充実 「いきがい」	3 社会参加・参画の促進	イ 参加を促進する環境づくり	58~59	(ア) 利用しやすい施設づくり スポーツ施設・文化施設などの公共施設について、ユニバーサルデザイン、バリアフリー化の推進など、誰もが利用しやすい設備・機能の充実等に取り組みます。 (イ) 憩いの空間づくり 公園や水辺の整備など、身近な地域やまちなかにおいて、しょうがいのある人が気軽に立ち寄り語らうことのできる「憩いの場」づくりを推進します。	木之本スティックホールのトイレ洋式化について検討を進め、R2年度以降早急を実施できるよう計画をたてました。	C	引き続き、どのような方も利用しやすい施設を目指して、バリアフリー化等の意見、要望内容を検討していきます。
95	スポーツ振興課	活動の充実 「いきがい」	3 社会参加・参画の促進	イ 参加を促進する環境づくり	58~59	(ア) 利用しやすい施設づくり スポーツ施設・文化施設などの公共施設について、ユニバーサルデザイン、バリアフリー化の推進など、誰もが利用しやすい設備・機能の充実等に取り組みます。 (イ) 憩いの空間づくり 公園や水辺の整備など、身近な地域やまちなかにおいて、しょうがいのある人が気軽に立ち寄り語らうことのできる「憩いの場」づくりを推進します。	令和2年4月にオープンする「長浜伊香ツインアリーナ」では、車椅子利用者用客席、多目的トイレ、手摺や広さを確保した更衣シャワー室、キッズルーム、授乳室、車椅子利用者用駐車場を設置します。また、出入口にスロープを設け、誰もが安全に安心して快適に利用できるユニバーサルデザインの施設としました。	B	・既存の施設や設備の改修にあたっては、ユニバーサルデザインを考慮し、誰もが快適に使用できる施設づくりに努めます。
96	都市計画課	活動の充実 「いきがい」	3 社会参加・参画の促進	イ 参加を促進する環境づくり	58~59	(ア) 利用しやすい施設づくり スポーツ施設・文化施設などの公共施設について、ユニバーサルデザイン、バリアフリー化の推進など、誰もが利用しやすい設備・機能の充実等に取り組みます。 (イ) 憩いの空間づくり 公園や水辺の整備など、身近な地域やまちなかにおいて、しょうがいのある人が気軽に立ち寄り語らうことのできる「憩いの場」づくりを推進します。	豊公園の駐車場整備等において、ユニバーサルデザインに配慮して工事を施工しました。また、豊公園再整備実施設計に園路等のバリアフリー化を盛り込みました。	B	都市公園の整備を行います場所は、ユニバーサルデザイン化の推進を図ります。
97	建築住宅課	活動の充実 「いきがい」	3 社会参加・参画の促進	イ 参加を促進する環境づくり	58~59	(ア) 利用しやすい施設づくり スポーツ施設・文化施設などの公共施設について、ユニバーサルデザイン、バリアフリー化の推進など、誰もが利用しやすい設備・機能の充実等に取り組みます。 (イ) 憩いの空間づくり 公園や水辺の整備など、身近な地域やまちなかにおいて、しょうがいのある人が気軽に立ち寄り語らうことのできる「憩いの場」づくりを推進します。	施設の建設については、「バリアフリー法」「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に則り施設整備を行っています。	B	既存施設の改修等の際には、ユニバーサルデザインの配慮に努めます。
98	しょうがい福祉課	活動の充実 「いきがい」	3 社会参加・参画の促進	イ 参加を促進する環境づくり	59	(ウ) イベント等における配慮 イベント等を開催する際に手話通訳や要約筆記を派遣するなど、しょうがいのある人が支障なく参加するための配慮を行います。	手話通訳や要約筆記の必要性について、主催者の意識も徐々に高まりつつあり、事業の目的に沿って配置を検討される機会も増えてきました。	B	手話通訳者や要約筆記者を積極的に配置し、だれもが参加しやすい情報環境の整備をさらに進めます。
99	しょうがい福祉課	活動の充実 「いきがい」	3 社会参加・参画の促進	イ 参加を促進する環境づくり	59	(エ) 自動車操作訓練費・自動車改造費の助成 身体にしょうがいのある人が、自動車の運転免許を取得するときの費用の一部を助成します。さらに、身体に重度のしょうがいのある人が就労などにともない、自動車の改造等の必要がある場合、その費用の一部を助成し就労支援や社会参加の支援を行います。	(R2.1時点での実績) 自動車操作訓練費 H29年度：0件、H30年度：1件、R1年度：3件 自動車改造費 H29年度：7件（本人運転5件・介護者運転2件）、H30年度：8件（本人5件・介護者3件）、R1年度：4件（本人3件・介護者1件）	B	今後も引き続き、各事業対象者からの申請に基づき、必要な支援を行います。

「長浜市しょうがい福祉プラン」の中間見直しにかかる庁内取組状況等の結果

資料4

【取組状況の評価指標】 A=100%超の取組、B=80%~100%の取組、C=79%~50%の取組、D=50%以下の取組、E=実施していない

No.	R1担当課	大項目名	中項目名	小項目名	該当P	「アクションプラン」の記述	H29~R1の取組状況等 (内容、回数、課題等)	総合評価 (A~)	R5までの方向性
100	しょうがい福祉課	活動の充実 「いきがい」	3 社会参加・参画の促進	イ 参加を促進する環境づくり	59	(オ) 施設利用料等の割引 しょうがいのある人の公共施設の利用等を促進するため、施設利用料や市の行事・講座等における参加費の割引を推進します。 また、民間の施設や行事についても割引制度等の拡充を働きかけます。	健康パークあざいの利用料減免規定の創設によりしょうがい者手帳所持者は5割減免となりました。(平成31年4月1日一部改正) 田村駅の駐輪場利用の減免規定の創設により、しょうがい者手帳所持者は減免となりました。(令和2年4月1日一部改正)	B	今後も機会をとらえて啓発や働きかけを行います。

□総合評価結果 A… 0事業 B…92事業 C… 7事業 D… 1事業 E… 0事業